

宮崎労働局発表  
令和8年8月25日

【照会先】  
宮崎労働局労働基準部賃金室  
室長 吉田 恭  
室長補佐 木村 剛  
(代表電話)0985(38)8825  
(直通電話)0985(38)8836

## 令和8年度宮崎県最低賃金の改正答申について

宮崎地方最低賃金審議会（会長 橋口 剛和）は、8月25日付けで宮崎労働局長（吉越 正幸）に対し、現在の宮崎県最低賃金時間額1,023円から「62円引上げ」となる「時間額1,085円」とする旨の答申を行った。

宮崎地方最低賃金審議会は、令和8年7月6日に宮崎労働局長から「宮崎県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、調査審議を重ねてきたところですが、8月25日、同審議会は現行の宮崎県最低賃金「時間額1,023円」について、「62円」引上げ、「時間額1,085円」に改正を求める旨、宮崎労働局長に対し答申を行いました。

当該答申にあたっては、中央最低賃金審議会で示された目安額56円を参考にしつつ、宮崎県の景気動向、消費者物価指数、雇用失業情勢及び賃金改定状況等を総合的に勘案し、公益、労働者及び使用者委員により慎重に審議され、取りまとめられたものです。

さらに、当該答申では、原材料費等の高騰に加えて、価格転嫁できていない等の中小企業・小規模事業者の経営環境への影響を鑑み、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保することにより安定した事業を継続し、雇用を確保・維持できるよう最大限の配慮を国に求めることについて、下記のとおり付帯決議が付されました。

宮崎労働局では、この答申に基づいて、速やかに所要の改正手続きを進める予定であり、改正された宮崎県最低賃金は答申に対する異議申出に関する手続等を経た後、10月下旬（最短で10月24日）に発効される見込みです。

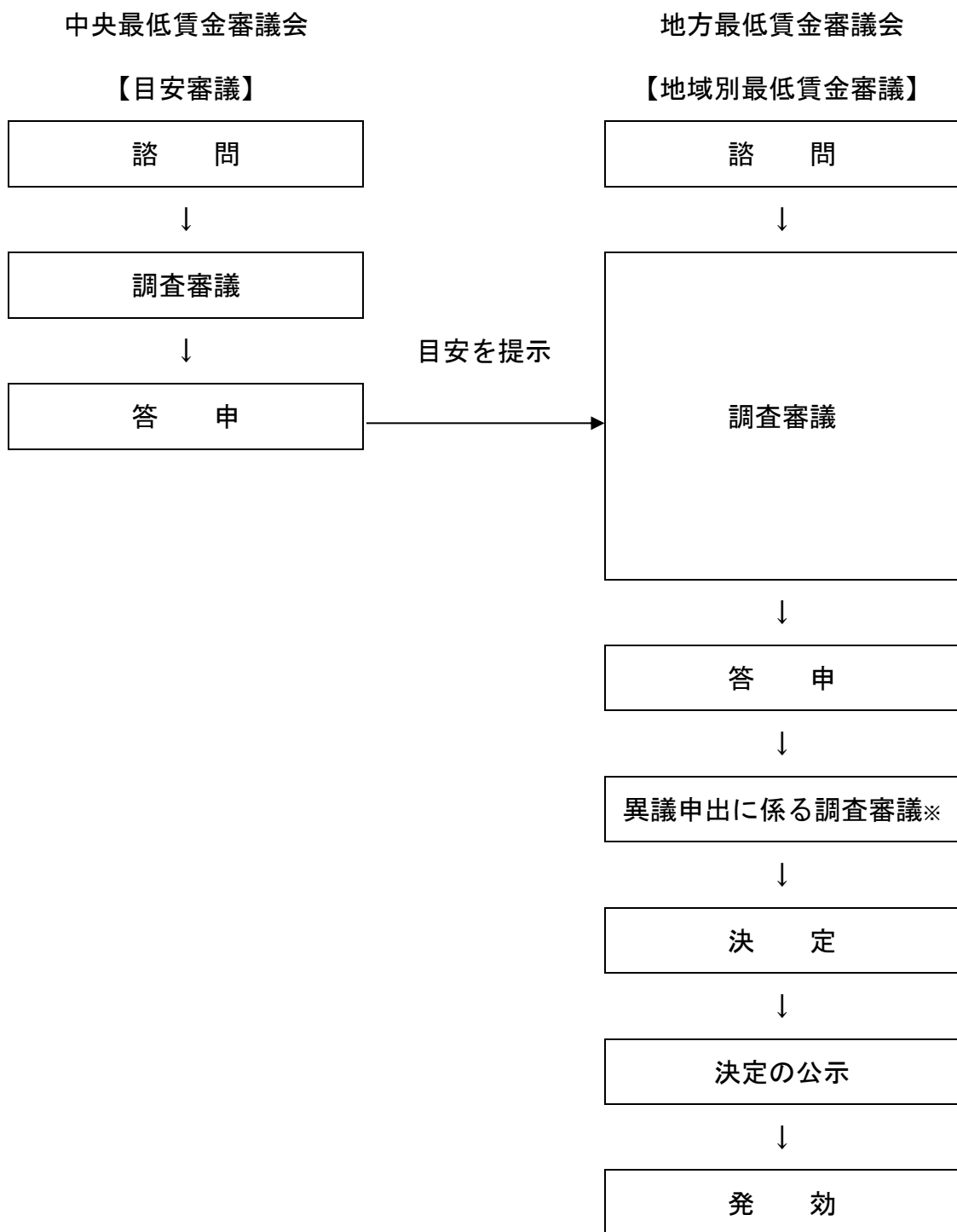
#### 付帯決議

- 1 「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」で閣議決定された「積極的に賃上げを行う中小企業を重点支援するための税制を含めた効果的な措置」及び「交付金等を活用した都道府県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組の後押し」について、確実に実施すること。
- 2 円安や資源価格の高騰、中東情勢等の影響による原材料費等の上昇に加え、価格転嫁が十分に進んでいない状況を踏まえ、中小企業・小規模事業者の事業継続及び雇用の確保・維持を支援するため、業務改善助成金をはじめとする各種支援策の更なる拡充・強化を図ること。
- 3 中小企業・小規模事業者の賃上げ原資の確保を図るため、労務費、原材料費及びエネルギーコストの上昇分について、適切な価格転嫁が確実に行われるよう取組を強化するとともに、実効性のある支援策を講ずること。
- 4 中小企業・小規模事業者が賃上げを継続的に実施できるよう、賃上げに伴い増加する社会保険料負担及び税負担の軽減措置について検討すること。
- 5 最低賃金の引上げに伴い、社会保険制度上の扶養から外れること等による手取り額の減少を避けるため、労働者が勤務時間を調整する、いわゆる「年収の壁」の問題への対応を一層推進し、人手不足の深刻化を招かないよう必要な措置を講ずること。

#### 【参考】

|         | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度   | 令和8年度   |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|
| 最低賃金額   | 790 円 | 793 円 | 821 円 | 853 円 | 897 円 | 952 円 | 1,023 円 | 1,085 円 |
| 対前年度上昇率 | 3.67% | 0.38% | 3.53% | 3.90% | 5.16% | 6.13% | 7.46%   | 6.06%   |
| 対前年度上昇額 | 28 円  | 3 円   | 28 円  | 32 円  | 44 円  | 55 円  | 71 円    | 62 円    |

## 地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催